障害のある人もない人もみんなが暮らしやすいまちに。

佐賀県みんなで支えるけん!ハンドブック。

障害者差別解消法って?

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、

交流し、支え合いながら、ともに生きる社会、誰もが安心して、

暮らせる社会を目指す法律です。

(正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。)

佐賀県

P2

佐賀県みんなで支えるけん!

障害のある人もない人もお互いが支えあう暮らしやすいまちに。佐賀県は県民みんなで「支える県」を目指します。

障害のある人もない人も、ともに暮らしやすい社会。

この実現のためには、障害や障害のある人への理解不足によって受ける不利益な取り扱いなど、障害のある人が生活のさまざまな場面での暮らしにくさを解消していく必要があります。

「障害者差別解消法」の施行をきっかけに、私たち一人ひとりが障害のことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や 工夫をすることにより、差別や障壁がなくなれば、障害のある人だけでなく、全ての人にとって暮らしやすい社会になっていきます。障害のある人もない人も、ともに支えあいながら、安心して暮らすことができる佐賀県をつくりましょう。

支えるけん

みんなが暮らしやすい佐賀県になるために

シェフ

出来ることから始めんばね!

P3

差別解消法ってなあに?

障害者差別解消法って知っていますか?

「障害者差別解消法」は障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

平成25年6月に成立し、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

不当な差別的取扱いの禁止

役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

合理的配慮の提供

役所や会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することを求めています。

もくじ

「合理的配慮」の提供って? 4ページ

不当な差別的取扱いと合理的配慮の提供 マルバツ事例マップ 6ページ~7ページ

障害の特性を知ってサポートしよう 8ページ~14ページ

さまざまな方法でコミュニケーションをとろう 15ページ~16ページ。

基本的な介助方法。 17ページ~18ページ

各市町障害者差別解消に係る相談窓口 19ページ

「合理的配慮」の提供って?

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

合理的配慮は、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められることです。

重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも 含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

例えば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法を探すなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場合・状況に応じて異なります。

言語(手話を含む) 点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

「合理的配慮」の基本的な考え方

例えば、背の高さの「違い」により、見ることができない人がいるが、みんな同じ高さから見えるよう必要な分の台を 置いてみる

イラスト幼児、子供、大人の三人が堤防から海を眺めているが、幼児、子供は堤防が高くて海が見えていない図。 台を使うことにより、幼児、子供も海が見えている図

障害者差別解消法で求めているのは障害のあるかたに対して特別扱いをすることではありません。同じ社会の中で、同じように生活するために、必要な手助けを行う、これが根本にあります 支えるけん

特別視することじゃないんだね

P5

例えば

不当な差別的取扱い(障害のない人より不利に扱う)の例 障害を理由としてサービスの提供や入店を拒否する 本人を無視して、支援者や介助者、付き添い者のみに話しかける 障害を理由に付き添い者の同行を求めたり、逆に拒んだりする など

合理的配慮の例

耳や目が不自由なかたに筆談や読み上げなどを行う 高いところに置かれた商品などを取って渡す 本人が希望する方法で丁寧でわかりやすい説明を行うなどの行為

雇用に関することは、「障害者雇用促進法」の定めるところによります。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」の関係

国の行政機関・地方公共団体など

不当な差別的取り扱いは禁止(してはいけない。)障害者への合理的配慮は義務(しなければならない)

民間事業者

不当な差別的取り扱いは禁止(してはいけない)障害者への合理的配慮は努力義務(するように努力する) 民間事業者には個人事業者、NPO 等の非営利事業者も含みます

支えるけん

次のページで詳しく見てください!

P6、P7 ページ みんなが配慮することで 誰もが暮らしやすいまちにしましょう!

イラストマップ

- バツマーク 窓口での対応を拒否・後回しにする。
- バツマーク 障害者向けの物件はないと対応しない。
- バツマーク 障害を理由に募集や採用を行わなかったり、不利益な取扱い・解雇をする。
- マルマーク 盲導犬などの補助けんが一緒でも入店を拒否しない。
- バツマーク 障害のある本人を無視して介助者、付添人にだけ話しかける。
- バツマーク 誘導ブロックの上や周りに物を置く。
- バツマーク 障害を理由にタクシー・バスの利用を断る。
- マルマーク 施設内の放送を文字化したり、電光掲示板で表示。
- バツマーク 障害を理由に学校の受験や入学を拒否する。
- マルマーク 困っていると思われる時は、まず声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。
- マルマーク 段差がある場合、スロープを使って補助する。
- マルマーク 意思を伝え合うために、筆談や読み上げ、手話、タブレット端末などを用いる。

障害者マークの紹介

国際シンボルマーク

車椅子を利用する障害者だけでなく、全ての障害者を対象として、障害者が利用できる建築物、施設、公共交通機関であることを明確に示す世界共通の国際マークです

耳マーク

聞こえが不自由であることを示す国内で使用されているマーク

ハートプラスマーク 身体内部に障害がある人を示すマーク

盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある人を示す国際マーク

オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を増設している人 (オストメイト)のための設備があることを示すマーク

ほじょけんマーク 身体障害者補助けんの同伴を啓発するマーク

ヘルプマーク 援助や配慮を必要としている人を示すマーク

次の2点のマークを付けた車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、無理に幅寄せや割り込みをすることは禁止されています。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件が付されているかたが運転する車に表示するマーク

聴覚障害者標識

聴覚障害者であることを理由に免許に付されているかたが運転する車に表示するマーク

佐賀県パーキングパーミット制度

佐賀県では、身体障害者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「佐賀県パーキングパーミット (身障者用駐車場利用証)制度」を、全国で初めて実施しています

身体障害者、高齢者、難病患者 などは有効期間、5年間

一般的に歩行が困難なかた(けが・妊産婦)は有効期間、1年未満

P8

障害の特性を知ってサポートしよう

視覚障害のあるかた

全く見えないかたや(全盲)や、見えがたいかた(ロービジョン・弱視)がいます。

また、生まれつきの障害(先天性)か、病気や事故など、人生の中途での障害(中途障害)かによっても、その不自由 さには個人差があります。

関係のあるマーク

視覚障害マーク、補助けんマーク

困っていること

慣れていない場所では、一人で移動することが困難です。

目から情報を得にくいため、誘導ブロックや音声や手で触れることなどで情報を得ています。

文書を読むことや書類に文字を記入することが難しいかたが多くいます。

まわりが配慮できること。

困っていそうな時は「お手伝いしましょうか?」と声をかけましょう。

「こちら」、「あちら」などの指示語を使わずに「右」「2歩前」など具体的な説明をしましょう。

誘導するときには、自分の肘や肩につかまってもらい、周りの説明をしながら歩きましょう。

聴覚・言語障害のあるかた

全く聞こえないかた「ろう」と聞こえにくい「難聴」のかたがいます。さらに、言語障害を伴うかたとほとんど伴わないかたがいます。また、言語障害のあるかたは、その原因によって聴覚障害を伴う場合があります。

関係のあるマーク。

耳マーク、聴覚障害者標識、筆談マーク、手話マーク。

困っていること

外見からは判断しにくいため、返事をしないなどの誤解をされることがあります。

音によって周囲の状況を判断することが困難なことがあります。

会話が困難なため、音声だけの会話では、情報を得られないことがあります。

まわりが配慮できること

手話・筆談・タブレット端末を用いるなど、コミュニケーション方法を確認しましょう。

口の動きにより会話を読み取るかたもいるので、マスクを外して会話をしましょう。

講習会やイベントなどでは、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者などを配置しましょう。。

Ρ9

障害の特性を知ってサポートしよう。

盲聾のかた

目と耳の両方に障害があるかたの事をいいます。障害には色々なタイプがあり、コミュニケーション方法には手書き文字、音声、筆談、しょくしゅわ、弱視手話・接近手話、指文字など様々な方法があります。

関係のあるマーク

視覚障害マーク、耳マーク、補助けんマーク

困っていること

コミュニケーションの方法は一人一人異なります。

社会参加する際は、情報入手・コミュニケーションの支援や移動の介助が不可欠です。

自分の力で情報を入手したり、会話・移動することが困難なため社会から孤立してしまう事があります。

周りが配慮できる事

コミュニケーション方法を確認し、必要なサポートをしましょう。

通訳・介助員が通訳しやすい環境を作りましょう。

盲聾者向けの様々な支援があることを理解し、又、伝えましょう。

肢体不自由のかた

手や脚の切断やマヒなどの機能障害のあるかたの事をいいます。日常の動作や姿勢を保つ事が難しい方が多くいます。 移動については、杖や松葉杖、義足、車いすを使用されるかたがいます。また、病気や事故で脳の損傷を受けたかたの中には、身体のマヒや機能障害に加え、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴うかたもいます。

関係のあるマーク

身体障害者標識

困っていること

十分なスペースがなかったり、段差や障害物があるなど様々な場面で困る事があります。

発語の障害やマヒのため、自分の意思を伝えにくいかたがいます。

手のマヒや脳性マヒで不随意運動を伴うかたは文字の記入などが困難なかたがいます。

まわりが配慮できること。

車いすのかたに視線を合わせ、声をかけて手助けをしましょう。

聞取りにくいときは、わかったふりをせず、一語一語確認しましょう。

車いす専用駐車スペースには駐車しないようにしましょう。

P10

障害の特性を知ってサポートしよう

内部障害のあるかた

内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」、「呼吸器機能」、「じん臓機能」、「ぼうこう・直腸機能」、「小腸機能」、「肝臓機能」、「ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能」の7種類の機能障害が定められています。

関係のあるマーク

ハート・プラスマーク

困っていること

外見から分かりにくく、電車やバスの優先席に座りにくいなどの心理的ストレスを受けやすい状況にあります。 障害のある臓器だけでなく、全身状態が低下しているため、体力が低下し、疲れやすい状態にあります。 携帯電話の電波などが、心臓ペースメーカーに悪影響を及ぼすおそれがあります。

まわりが配慮できること

外見からは分かりにくい障害であることを理解しましょう。

疲労がたまり易く、集中力や根気が続かないなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、望ましい対応を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

重症心身障害のあるかた

先天性、後天性を問わず、重度の身体障害(肢体不自由)と重度の知的障害が重複した状態をいいます。

困っていること

自分一人では日常生活を送ることが困難で、全ての生活面において介助が必要です。

言葉による理解や意思の伝達が困難で、表現力が弱いです。

外出先では、成人のオムツ交換ができる多機能トイレが必要です。

まわりが配慮できること

車いすやストレッチャーを見かけ、手助けが必要だと思ったときは、本人や介助しているかたに声をかけましょう。 言葉で話せなくても感じる心は同じです。

皆さんと同じように関わりましょう。

多機能トイレは、障害のあるかたを優先させましょう。

P11

障害の特性を知ってサポートしよう

知的障害のあるかた

発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのあるかたです。重度の 障害のため常に同伴者と行動されるかたもいますが、障害が軽度の場合は働いているかたも多くいます。

困っていること

言葉や行動の意味がうまく伝わらず、周りから誤解や偏見を受けることがあります。

複雑な話や抽象的な話を理解しにくい人がいます。

ひとつの行動にこだわったり、同じ質問を繰り返したりする人がいます。

まわりが配慮できること

言葉だけでなく、絵や写真などを使ってわかりやすく伝えましょう。 本人が内容を理解できるように、ゆっくりとていねいに、くり返し説明しましょう。 子ども扱いせずに、その人の年齢にふさわしい対応を心がけましょう。

発達障害のあるかた

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には、知的障害を伴う場合と伴わない場合(高機能自閉症)とがあります。

困っていること

外見から分かりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。

コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手な人がいます。

相手の表情やその場の雰囲気を読み取るのが苦手な人がいます。

まわりが配慮できること

発達障害についての正しい知識を身につけ理解しましょう。

あいまいな言葉や抽象的な言葉をさけ、できるだけ具体的に話をしましょう。

本人が困っていることを話せる人や環境を整えましょう。

P12

障害の特性を知ってサポートしよう

精神障害のあるかた

「統合失調症」、「うつ病」「双極性障害 (そううつ病)」などの精神疾患により、精神機能の障害が起こります。幻覚や妄想、不安や不眠などの精神症状やしんたい症状、行動の変化が見られます。

困っていること

外見からはわかりにくく、障害についてあまり理解されないため、相談もできず、一人で悩むときがあります。 ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいます。

長期入院などから、社会生活に慣れていない人がいます。

まわりが配慮できること

精神障害へのまちがった知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。

「まるまるしてはだめ」と否定的なことばではなく、「まるまるしましょう」と肯定的なことばで話しかけましょう。 相手に不安を感じさせないように、穏やかな応対やコミュニケーションを心がけましょう。

依存症のかた

依存症はアルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質への依存」のほか、ギャンブル・買い物などに依存する「プロセスへの依存」などがあります。ある特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態を依存症といいます。

困っていること

自分の力だけで依存症を断ち切るのは困難です。

依存症は病気のため、治療が必要ですが、個人の問題だととらえられ、治療に対する周囲の理解を得られないことがあります。

依存している物質や行為・過程を断ち切っても何かのきっかけで依存症が再発するおそれがあります。

まわりが配慮できること

治療中は家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をして接しましょう。

本人のプライバシーや意向に配慮した上で、通院や自助グループに参加できるように配慮しましょう。

P13

障害の特性を知ってサポートしよう

てんかんのあるかた

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作が繰り返し起きる病気です。てんかん発作は、身体の一部

あるいは全身がけいれんしたり、意識がなくなるなど、さまざまな症状があります。

困っていること

正しく知られていないため、「誤解」や「偏見」を受けたりします。

疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。

発作の不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。

まわりが配慮できること

発作に遭遇したら、周囲の人は冷静に対応することを心がけ、騒いだり、身体をゆすったりしないようにしましょう。 病気の特性を周囲の人が良く理解し、過剰に活動を制限せず、能力を発揮する機会を摘み取ることのないようにしましょう。

高次脳機能障害のあるかた

交通事故などの頭部のケガや、脳出血・脳梗塞などをはじめとした脳血管疾患や病気により脳に損傷を負い、「話す」「考える」「おぼえる」「注意する」など、さまざまな脳の働きの一部に障害が現れます。

外見からは分かりにくく周囲の人が気付かない場合や、本人に自覚のない場合もあり、円滑な日常生活・社会生活が送りづらくなる状態をいいます。

困っていること

新しいことが覚えられず、同じことを何回も聞くことがあります。

突然、感情的になることがあります。

集中力が続かなかったり、同時に複数のことが出来ない、また、段取りを良く行動することが出来ないことがあります。

まわりが配慮できること

「説明や手順を簡単にする」、「やり取りの内容を確認する」などをする環境を整えましょう。

疲れたり、イライラしている様子が見られたら、一休みして気分転換を促しましょう。

その人の性格や人間性だろうといった思い込みや偏見をなくし、障害への正しい知識を身につけましょう。

P14

障害の特性を知ってサポートしよう

難病のあるかた

原因不明で治療法が未確立であり、治りづらい病気を持ったかたです。長引いて、慢性的経過をたどり、本人や家族の 経済的・しんたい的・精神的負担が大きくなります。

困っていること

外見から分かりにくいので、周囲から障害を理解してもらえないことがあります。

体調の変動が一日の中で激しく起こることがあります。

一日の中で疲れやすさや痛みを伴うことがあります。

病気の種類により、症状はさまざまです。

まわりが配慮できること

難病への間違った知識や思い込みによる偏見をなくし、正しい知識を身につけましょう。

症状や体調に応じて、対応して欲しい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

身体障害者補助けん

目や耳、手足に障害のある人の生活をサポートする、「盲導犬」・「 聴導犬」・「介助けん」のことです。身体障害者補助けんほうに基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。。

関係のあるマーク

身体障害者補助けんの同伴マーク

補助けんの種類

盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲が り角を教えたりします。ハーネス (胴輪)をつけています。

聴道犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX 着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。

介助けん

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。『介助けん』と書かれた表示をつけています。

お店などで、「ほじょけんマーク」を見かけたり、補助けんを連れている人を見かけたりした場合は理解・協力しましょう。

P15

さまざまな方法でコミュニケーションをとろう

1、点字。

・点字は6つの点の並びで文字を表しています。

読む方向。左から右

基本になる母音(あぎょう)

基本になる子音(か、から、らぎょう、や、ゆ、よ、わ、を、ん)

例

「か」の表し方の図

濁音は5の点、半濁音は6の点、拗音は4の点を書いてから、清音を書いて2マスで表します。(例。 が、ぱ、きゃ、ぎゃ)

駅、公衆トイレ、エレベーター、お酒の容器など、身のまわりの色んなところに点字がつけられています。表を参考に何が書かれているか見てみましょう。例、お酒。(缶プルタブの部分)お、さ、け。 エレベーター内パネル。あ、け。し、め。

2、 手話

手話は聴覚に障害のある人たちにとって、お互いどうしの、あるいは聞こえる人とのコミュニケーション手段で、手で表し、目で見ることばです。

おはようございます

「朝」+「あいさつ」で表します。右手を下げ、両手の人差し指を向かい合うように立て、おじぎをするようまげます。

こんにちは

「昼」+「あいさつ」で表します。人差し指の付け根をおでこにあてます。その後、「あいさつ」をします。

こんばんは

「夜」+「あいさつ」で表します。両手で顔の横から顔の前で交差させます。その後、「あいさつ」をします。

ありがとう

左手の甲を、右手で垂直にトンと叩きながら、頭を軽く下げる。

おつかれさま

左手の甲を、右手で垂直にトンと叩きながら、頭を軽く下げる。

よろしくお願いします

こぶしを鼻に付け、前に下げながら手を開き、指を揃える。

「佐賀」の手話は?

人差し指でこめかみを指したあと、中指、薬指、小指をパラッと開く。

佐賀という手話は、大隈重信侯がかぶっている角帽の房飾り(タッセル)から来ています。

さまざまな方法でコミュニケーションをとろう

3、指文字

聴覚障害者の中には、指文字のわからない人もいますので、注意してください。

イラスト 指文字一覧表

4、筆談

紙や手のひらなどに字を書いてコミュニケーションをとる方法です。

筆記用具を使った筆談。

メモ用紙や簡易筆談器を使って行います。

ポイント1

要旨だけを、簡単にまとめる。

良い書き方の例。

調べるのに、約10分かかります。

悪い書き方の例。

只今、込み合っておりますので、お調べするのに、約10分程かかります。

ポイント2

漢字を適切に使って、意味がわかるように。

良い書き方の例。

調べるのに、 約10分 かかります。(漢字、ひらがなを使って記載)

悪い書き方の例。

しらべるのに、やくじゅっぷんかかります。(すべてひらがな標記)

ポイント3

抽象的な言葉や二重否定は使わない。

良い書き方の例。

資料をお渡しするのに、約30分かかります。

悪い書き方の例。

資料をお渡しできないわけではないのですが、用意するのに時間がかかります。

P17

基本的な介助方法

視覚障害のあるかた

基本姿勢による移動

相手の横半歩前に立って、常に二人分の幅を確保しながら誘導しましょう。自分の肘の上につかまってもらいます。脇を軽く締めて、歩き始めるときや止まるときは一声かけましょう。身長差が極端な場合は、肩をもってもらったりして もよいでしょう。

周りの状況を説明しながら歩きましょう。具体的には、「左側にコンビニがあります。今通過しています。」や、「これから 1 段段差を上がります」、「人がたくさんいます」など、目に見えたものを伝えましょう。

階段を利用するとき

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。

階段が始まることを口頭で告げ、あなたから上り下りを始めます。スピードや階段の終わりについても口頭で伝えましょう。

障害物をさけるとき

白杖を持っていない側に立ち、「基本姿勢」をとります。

段差や配線があるとき、「もうすぐ段差があります」

「コードがあります」など口頭で伝え、

相手が十分理解したと判断して

障害物をさけるよう誘導しましょう。

基本的な介助方法

車いす使用のかた

押して移動するとき

押して移動する場合、車いすはその人にとって、からだの一部といってもいい存在のため、いきなり触れたり、押したりせず、必ず「車いすを私が押してもいいですか」と声をかけてから移動してください。その際、行き先についても十分意思確認を行ってください。障害の特性によって車いすを使用する用途が違います。障害の特性をよく理解して介助しましょう。

動かし方

ハンドグリップを握り、重心を安定させ、からだ全体でゆっくり押すようにします。「進みます」「押します」などと声をかけてください。

傾斜(下り)があるときは、危険防止のため後ろ向きに回転して移動します。まず「下りですので、車いすを回します」と声をかけ、相手の理解を得て回転し、「後ろ向きにゆっくり進みます」や「段差があります」など、行動や状況を口頭で伝えましょう。

各市町障害者差別解消に係る相談窓口

平成29年4月1日現在

佐賀県

佐賀県健康福祉部 障害福祉課

電話 0952-25-7401 FAX 0952-25-7302

メール shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

佐賀市

佐賀市保健福祉部 障害福祉課

電 話 0952-40-7251 0952-40-7255 FAX

0952-40-7379

メール shougaifukushi@city.saga.lg.jp

唐津市

障害者相談支援センター

電話 0955-72-9272 FAX 0955-74-5628

メール shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

鳥栖市

鳥栖市社会福祉課 障害者福祉係

電話 0942-85-3642 FAX 0942-85-2009

メール fukusi@city.tosu.lg.jp

鳥栖・三養基地区総合相談支援センター。

電話 0942-87-8956 FAX 0942-85-9003

メール so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp

多久市

多久市福祉課 高齢・障害者福祉係

電話 0952-75-4823 FAX 0952-74-3398

メール kosho@city.taku.lg.jp

伊万里市

伊万里市民部福祉課 社会福祉係

電話 0955-23-2156 FAX 0955-22-7650

メール fukushi@city.imari.lg.jp

武雄市

武雄市福祉課

電話 0954-23-9235 FAX 0954-20-1355

メール hukushi@city.takeo.lg.jp

相談支援センター

電話 0954-45-2370 FAX 0954-23-2564

メール siencenter@train.ocn.ne.jp

鹿島市

鹿島市福祉課 障がい者福祉係

電話 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128

メール fukushi@city.saga-kashima.lg.jp

小城市

小城市高齢障害支援課障害者支援係

電話 0952-37-6108 FAX 0952-37-6162

メール syo-fukushi@city.ogi.lg.jp

嬉野市

障害者等相談支援窓口

電話 0954-42-3322 FAX 0954-43-1157

メール ureshino-soudan@tachibana-kai.or.jp

神埼市

神埼市高齢障害課

電話 0952-37-0111 FAX 0952-52-1120

メール kourei-syougai@city.kanzaki.lg.jp

吉野ヶ里町

吉野ヶ里町福祉課 障害者支援係

電話 0952-37-0343 FAX 0952-53-1106

メール fukushi@town.yoshinogari.lg.jp

基山町

基山町健康福祉課 障害福祉係

電話 0942-92-7964 FAX 0942-92-7184

メール fukusi-5@town.kiyama.jp

上峰町

上峰町健康福祉課福祉介護係

電話 0952-52-7413 FAX 0952-52-4935

メール kenkou@town.kamimine.lg.jp

田きみん

みやき町環境福祉課 福祉担当

電話 0942-94-5724 FAX 0942-94-5720

メール kankyoufukusi@town.miyaki.lg.jp

鳥栖・三養基地区総合相談支援センター

電話 0942-87-8956 FAX 0942-85-9003

メール so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp

玄海町

玄海町障害者相談窓口

電話 0955-52-2158 FAX 0955-52-2813

メール juuminfukushi@town.genkai.lg.jp

有田町

有田町健康福祉課 障害担当

電話 0955-43 2237 FAX 0955 43 2301

メール kenko@town.arita.lg.jp

大町町

大町町福祉課 福祉係

電話 0952-82-3185 FAX 0952-82-3060

メール fukushi-misato01@town.omachi.saga.jp

大町町障害者相談支援センター

電話 0952-71-3050 FAX 0952-71-3051

メール omachi-soudan@tachibana-kai.or.jp

江北町

江北町福祉課 福祉係

電話 0952-86-5614 FAX 0952-86-2130

メール bikkie@town.kouhoku.lg.jp。

白石町・江北町障害者総合相談支援センター

電話 0952-84-2191 FAX 0952-84-2191

メール soudan-center@tachibana-kai.or.jp 白石町

白石町長寿社会課障害福祉係

電話 0952-84-7117 FAX 0952-84-6611

メール choujushakai@town.shiroishi.lg.jp 白石町・江北町障害者総合相談支援センター

電話 0952-84-2191 FAX 0952-84-2191

メール soudan-center@tachibana-kai.or.jp

太良町

町民福祉課 福祉係

電話 0954-67-0718 FAX 0954-67-2103

メール fukushi@town.tara.lg.jp

発行

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課

〒840-8570 佐賀市 城内一丁目 1番 59号

電話 0952-25-7401 0952-25-7064

FAX 0952-25-7302

Copyright © 2017 Saga Prefecture. All Rights Reserved.